

前田さん仮処分申立第3回審尋

1月23日、前田さんの仮処分申立第3回審尋が開催され、前田さんが提出している陳述書の内容についての証明する書類を提出することになりました。次回の第4回審尋は、3月6日13時30分から開催されます。

前田さんは、2022年10月25日、関西新幹線サービックへの強制出向に対して、「出向命令無効確認等仮処分申立事件」を申立てました。さらに前田さんは、2022年10月28日、サービックへの強制出向の無効を求めて提訴しました。2022年12月19日、前田さんの裁判は下茂さんと西さんの強制出向裁判に併合されました。

前田さんに対して、雇用を盾にして出向の同意を強要！

前田さんは強制出向を三度も命じられています。一度目と二度目の就業規則第28条の2（54才原則出向）を悪用した強制出向は、前田さんが会社と出向先会社に対して「おかしい」と声を出して行動したことで取り消しになりました。

会社は、前田さんを職場（大阪第二運輸所）から何としても放逐させるため、三度目の強制出向を命じてきました。前田さんが60歳定年退職時期であり就業規則第28条の2（54才原則出向）が適用できないため、サービック第二事業所への出向となる専任社員雇用契約を悪用してきました。

前田さんに対して、雇用（専任社員）を盾にして、サービックへの出向が決められている専任社員雇用契約の締結（署名・捺印）を強要してきました。

会社は答弁書で、鬼の首を取ったかごとく、錦の御旗のごとく、「債権者（前田さん）は、サービックでの旅客サービスサポート業務への就労を承諾して専任社員雇用契約を締結したのであるから、サービックで就労する義務を負っていることは自明である」と主張しています。会社は、強制出向裁判の原告である下茂さんと西さんに対しても、同じ趣旨の主張を行っています。

会社は、前田さん、下茂さん、西さんらを職場から放逐するために、悪用できるもの（「専任社員雇用契約」「就業規則第28条の2（54才原則出向）」）は何でもありの卑劣で卑怯なやり方で強制出向を行っています。

会社によるJR東海労の組織破壊攻撃である強制出向を断固許さず、出向前の職場に戻るため、裁判を含めた闘いを展開していきましょう。

*** 強制出向裁判（下茂さん、西さん、前田さん）第6回口頭弁論**

2月27日13時40分から 大阪地裁809号法廷

*** 前田さん仮処分申立第4回審尋**

3月6日13時30分から 大阪地裁（傍聴なし）